令和８年（フ）第２０号
茨城県鹿嶋市大字明石549番地２
破産者　永井　　望
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第６４号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡五丁目５番１―614号
破産者　仲田　　彩
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７１号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保3960番地１　レオパレスブルーヴェール105号
破産者　児玉　　勉
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第９９号
埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川832番地２、前住所埼玉県坂戸市大字新堀119番地９
破産者　市川　智史
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２５６号
埼玉県富士見市上沢１丁目５番５号
破産者　鶴巻　崇生
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第８８３号
横浜市港北区新吉田東７丁目13番３号
破産者　市川　達也
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８２号
新潟市南区白根2826番地
破産者　冨山　昭男
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１４３号
岐阜県羽島市桑原町八神3731番地１、前住所愛知県丹羽郡大口町さつきケ丘一丁目146番地１
破産者　串田　康治
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１１８号
岐阜市則武825―１　エクセル則武303、申立時の住所岐阜市春近古市場北135　スーペリア松田２　103、（住民票上の住所）島根県出雲市武志町302番地１　エスポワールつま202、（旧住所）島根県益田市駅前町22番18号、島根県浜田市下府町327―１
破産者　岡本　和也
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１４８号
岐阜県羽島市上中町中768番地３
破産者　久江　恵美
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１５０号
岐阜市茜部寺屋敷３丁目154番地４、前住所岐阜県羽島郡笠松町西金池町93番地
破産者　市川　勝廣
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第１９４５号
名古屋市港区宝神４丁目110番地　セントヴィラⅡ203号
破産者　櫻本　敬太
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２１４６号
愛知県東海市富木島町伏見３丁目３―５　プレジールフシミ203号室、住民票上の住所愛知県東海市富木島町勘七脇83番地の６　シティーメゾン富木島501号
破産者　加納　勝之
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２３１０号
名古屋市東区筒井２丁目12番43号　メゾン・ド・マルキーズ306号
破産者　古池　義孝
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６１０号
愛知県海部郡蟹江町緑２丁目27番地　ハーツウィズみどり　203号
破産者　中西　　徹
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６７３号
名古屋市北区志賀町３丁目20番地の７　Ｗｉｎｇ志賀102号
破産者　川久保　敦
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８５５号
名古屋市天白区原１丁目102番地　ベル小島301
破産者　若崎　秀雄
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３５２号
愛知県一宮市浅井町河端字柳下８番地　市営河端住宅324号、前住所愛知県一宮市小信中島字西五反田22番地３
破産者　山内　秀二
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部